

「総社市子育て応援BOOK」官民協働発行业者公募要領

1 趣旨

この要領は、総社市内の妊娠中又は育児中の保護者を対象とした本市の子育て支援情報、乳児に関する内容等を掲載した冊子「総社市子育て応援BOOK」（以下「冊子」という。）を、企業等の広告（以下「広告」という。）を活用して総社市と民間事業者等（以下「事業者」という。）が協働で発行するに当たり、冊子の発行に関する企画提案を広く募集し、事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 冊子の概要

(1) 事業名

「総社市子育て応援BOOK」官民協働発行业業

(2) 作成期間等

ア 作成期間 協定締結の日から令和5年5月31日まで

イ 発行 令和5年6月

ウ 利用期間 令和5年6月1日から令和6年5月31日まで

(3) 作成及び配布等

ア 冊子は、無償で配布する。

イ 作成予定部数 約 1,500部

ウ 配布対象

(ア) 妊娠届又は出生届提出者

(イ) 総社市への転入者

(ウ) 施設窓口への来場者等

エ PDFデータ加工により電子書籍化

(4) 構成

ア 総社市の子育て支援に関する情報

イ 広告。ただし、広告が全紙面に占める割合は30%以内とする。

ウ 広告内容・色等の冊子の仕様について、事前に総社市と協議し、承認を受けた後に作成しなければならない。広告については、総社市広告掲載要綱（平成20年10月23日総社市制定）に準じて作成する。

(5) 作業分担

ア 総社市

(ア) 子育て支援情報に係る掲載原稿及び資料の提供

(イ) 施設窓口等での配布

イ 事業者

(ア) 企画（総社市から情報提供があったものを含め掲載内容等の立案）、編集（レイアウト、デザイン等）、印刷及び製本等、作成に係る業務

(イ) 広告販売に係る業務

(ウ) 総社市への納品

(6) 仕様

別添「「総社市子育て応援BOOK」官民協働発行业者仕様書」のとおり

3 費用負担

企画、編集、印刷、製本、納品など、冊子の作成等に要する一切の費用は、事業者が集める広

告その他の収入により賄うものとし、総社市は一切の費用を負担しないものとする。

4 応募資格等

この企画提案に応募できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす NPO 法人、公益法人、民間企業その他の法人又は法人以外の団体若しくは個人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (2) 企画提案の応募開始の日から協定締結の日までのいずれの日においても、営業停止処分又は総社市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (3) 政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 応募書類の提出

(1) 応募期間

令和 4 年 12 月 7 日(水)から同月 23 日(金) 午後 5 時まで(必着)

(2) 応募書類

ア 応募用紙(別記様式 1)

イ 企画提案書(別記様式 2)

ウ 宣誓書(別記様式 3)

エ 今現在滞納がない旨の納税証明書

(イ) 法人税の納税証明書(写し)

(証明年月日が応募書類提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。)

(イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(写し)

(証明年月日が応募書類提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。)

オ その他の書類(任意)

※ 企画提案書記載要領に従って提出すること。

※ 提出された書類は返却しない。

※ 指定する様式は、総社市ホームページからダウンロードすることができる。

ただし、これにより難い場合は、次により配布する。

・ 配布期間

応募期間と同じ(土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

・ 配布場所

問合せ先に同じ(総社市保健福祉部こども課)

(3) 提出部数

各書類 8 部(うち 7 部は写し可)

(4) 提出方法

応募書類を、次のいずれかの方法により、応募期間内に提出すること(提出先は、問合せ先と同じ)。

ア 持参

土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

イ 郵送

簡易書留の方法で送付すること。

(5) その他

ア 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(別記様式4)を提出すること。また、企画提案書の提出の日から協定締結の日までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

イ 提出された企画提案書について、内容についての質問及び補正を命じることがある。

ウ 企画提案書の再提出は、応募期間内に限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。

エ 提出された企画提案書は返却しない。「取下願」の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

6 質問及び回答

(1) 企画提案書の作成方法及び事業の内容について質問がある場合は、次により質問書(別記様式5)を提出すること。

ア 提出先 問合せ先に同じ(総社市保健福祉部こども課)

イ 提出方法 持参、ファクシミリ又は電子メール

ウ 提出期限 令和4年12月16日(金)午後5時まで(必着)

(2) 前号の質問に対する回答は、電子メールにて行う。

7 選定等

(1) 選定方法

総社市内部の審査委員会において、提出された企画提案書をもとに書面審査を行い、審査委員会の審議を経て、評価点の高さに基づき事業者候補者の優先順位を決定(同点となった場合は、くじ引きにより決定)する。

また、応募者が1者の場合においても、審査委員会において審議を行い、事業者候補者選定の可否を決定する。

(2) 選定基準

別紙「総社市子育て応援BOOK」官民協働発行事業者選考に係る評価について」のとおり

(3) 選定結果の通知等

すべての応募者に文書により選定結果を通知する。

審査内容及び審査結果についての質問等は、応募者側の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項の秘密保護のため受け付けない。

また、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

8 協定

総社市は、優先順位の最も高い事業者候補者を事業者として決定し、協定を締結する。ただし、決定後、当該事業者から「取下願」が提出された場合は、次に優先順位の高い事業者候補者を事業者として決定し、協定を締結する。

以降同様の方法により事業者決定及び協定締結を行う。

9 公正な公募の確保

(1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書を作成しなければならない。

(3) 応募者は、事業者候補者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

- (4) 応募者が連合し又は不穏な行動等をする場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず又は公募の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

10 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募書類について虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合は、失格とすることその他の措置を講ずることがある。
- (3) 提出された応募書類は、事業者の選定以外の目的で使用しない。ただし、総社市情報公開条例（平成 17 年条例第 11 号）第 6 条の規定に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。
- (4) 手続において使用する言語は、日本語とする。

11 応募先及び問合せ先

〒719-1192

総社市中央一丁目 1 番 1 号

総社市保健福祉部 こども課

電話：0866 - 92 - 8268 FAX：0866 - 92 - 8397

Eメール：kodomocity.soja.okayama.jp